

令和 6 年第 2 回
曾於市農業委員會總會議事錄

令和 6 年 2 月 20 日
曾於市農業委員會

第2回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和6年2月20日（火） 午前9時10分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10番	〇〇〇〇〇	11番	〇〇〇〇〇	12番	〇〇〇〇〇
13番		14番	〇〇〇〇〇	15番	〇〇〇〇〇
16番	〇〇〇〇〇	17番	〇〇〇〇〇	18番	〇〇〇〇〇
19番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇		

4 欠席委員

13番 〇〇〇〇〇

5 議事録署名委員 16番 〇〇〇〇〇, 17番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇

7 閉会年月日 令和6年2月20日（火） 午前10時50分

令和6年第2回曾於市農業委員会総会日程

令和6年2月20日（火）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第11号 農地所有適格法人要件届出書について

議案第12号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第13号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について

議案第14号 農地法第4条による許可申請について

議案第15号 農地法第5条による許可申請について

議案第16号 非農地証明願について

議案第17号 農地の用途変更届（200㎡未満）について

議案第18号 農用地等のあっせんについて

議案第19号 農用地利用集積計画（所有権移転）の取消しについて（令和4年11月分）

議案第20号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第21号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

(2) 報告

報告第2号 合意解約等の報告

4 その他

令和6年第2回曾於市農業委員会総会

令和6年2月20日（火） 午前9時10分

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。1月、2月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。本日は、○○○○○委員から欠席届が提出されております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第2回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。16番○○○○○委員、17番○○○○○委員を指名いたします。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第11号農地所有適格法人要件届出書についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○3番委員（○○○○○）

大隅2号について、2月9日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請人は、大隅町で農業を営む法人です。設立年月日は令和5年11月1日、出資額が300万円です。法人形態要件は、株式会社で適当であると思われます。株式の譲渡については、定款に代表取締役の承認を要する旨の記載があるので適当であると思われます。事業要件については、主たる事業が農業であり適当であると思われます。構成員要件については、構成員2人のうち2人がその法人の事業に常時従事し、年間従事日数が150日以上であり、過半を占めるため、適当であると思われます。業務執行役員要件については、業務執行役員の2人のうち2人が法人の農業常時従事者であり、過半を占めるため適当であると思われます。調査結果の総合意見は、農地所有適格法人の要件を全て満たしており、適格法人として問題ないとする意見の一致をみて許可意見です。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（○○○○○）

この、今度、適格法人の認定を受けられる方は、今までも農業をされていたんですか。それと、営農計画書もついてないようですが、法人要件に係る事項で白菜、人参、キャベツ、甘藷、スイカとなっていますが、ここでどれぐらいの面積を栽培されているのか伺います。

○3番委員（○○○○○）

就農は17年目だそうです。白菜が4割、甘藷が3割、人参、キャベツが1.5割、スイカが1割と聞いておりますけど、面積は、ちょっと聞いておりません。

○推進委員（○○○○○）

それでは、○○○○○さんの作付けしている面積ですね。白菜が14ha、人参が1.5ha、キャベツが6haですね。甘藷が11haかな。スイカが1haです。以上です。

○5番委員（○○○○○）

こういう場合、営農計画書はつけないでいいんですかね。

○事務局（○○○○○係長）

営農計画書をつけていただく時は、農地取得が同時にある際につけていただくんですけど、今回は、届出が先で、経営地については、今、代表取締役の○○○○○さんが借りている農地をそのまま使うんですけど、半分以上が経営移譲年金の絡みのある農地でありまして、そこを解約してしまうと、また、リセットされてしまいまして、また、10年以上の契約のし直しというのがあります。そこは、一旦は2回目が入るまでは、個人で借りていただいて、2回目が入った以降に法人で借り直しをしていただく打合せはしているところです。

○5番委員（○○○○○）

できたら、今後、この面積とか、売上とか個別に出していただけたら分かりやすいと思います。

○議長（○○○○○会長）

分かりました。事務局お願いします。ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第11号農地所有適格法人要件届出書については、認定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は認定することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第12号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○1番委員（○○○○○）

末吉8号について、2月12日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、既にゆずが植付けてあり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉9号について、2月9日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、既にゆずが植付けてあり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉10号について、2月3日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は同じ自治会で、渡人が農業をしないのももらって欲しいとのことでした。受人も申請地近辺に水稻を作付けしているので、これを受けたということでした。調査結果の総合意見は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○5番委員（○○○○○）

末吉11号について、2月9日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。農業機械は、トラクターと軽トラックを所有しており、出荷先は自家消費のためありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉12号について、2月9日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。農業機械は、軽トラック、エンジン付き噴霧器、ビーバーを所有しており、出荷先は曾於市ゆず搾汁センターです。調査結果の総合意見は、取得する農地は、ゆず畑であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○10番委員（○○○○○）

末吉13号について、2月7日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人は81歳ですが、後継者に息子さんがおられます。調査結果の総合意見は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。

○18番委員（○○○○○）

末吉14号について、2月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。調査結果の総合意見は、取得する田には、水稻、畑には、ゆずとそばを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○8番委員（○○○○○）

末吉15号について、2月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。調査結果の総合意見は、取得する田には、水稻、畑には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。

次に、末吉16号について、2月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人はおじと甥です。調査結果の総合意見は、取得する農地には、既に果樹等が植付けられており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○2番委員（〇〇〇〇〇）

大隅17号について、2月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。調査結果の総合意見は、取得する農地には、露地野菜等を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、大隅18号について、2月16日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。受人は83歳と高齢ですが、繁忙時には同居する息子さんも手伝うとのこと。調査結果の総合意見は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

財部19号について、2月9日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。農業機械は、父から譲り受けたトラクター等を保有しています。調査結果の総合意見は、取得する農地には、水稻を作付けし、全て自家消費する予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、財部20号について、2月9日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人は、宮崎県都城市在住ですが、今回、申請地に隣接する空き家を購入し居住するものです。農業機械は、大隅町の実家から耕運機等を持ち込む予定です。調査結果の総合意見は、取得する農地には、ねぎのほか露地野菜を作付けし、実家の父と共に農協へ出荷する予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、財部21号について、2月9日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人は農地の引き受け手を探していたところ、受人が見つかり、今回、贈与での申請になったものです。受人は、小規模農家ですが、申請地と自作地は自宅に近く確実な営農が見込まれます。調査結果の総合意見は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

財部19号について伺います。補足説明資料の17ページでは、除草剤は使用せず、有機、無農薬米で栽培とありますが、その下には、航空防除をするとありますが、どちらが本当なんですか。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

前ですね、お父さんの代は、航空防除を嫌われて全然していない時代があってですね、ちょっとやっぱり地域でも大変なこともあったんですけども、今回についてはですね、一緒に航空防除もしてもらおうという話はしました。こちらからですね。以上です。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

そうしたら、有機、無農薬米ではないということですね。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

除草剤もふりますからね。無農薬というわけには。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにございせんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第12号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は許可することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第13号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員 (○○○○○)

末吉2号について、2月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、中園前自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで畑、西が雑種地、南が畑、北が道を挟んで雑種地と山林です。目的実現の確実性は、既に農業用倉庫、作業場を整備されています。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、農業用倉庫、作業場を設置する面積503㎡は、同種施設の規模状況から見て適当と思われます。排水等については、雨水は水路側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、追認案件で農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。農業用倉庫、作業場を整備しており、農地への復元も困難であることから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、末吉3号について、2月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、大園下自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路、南が道を挟んで田と雑種地、北が田です。目的実現の確実性は、繋留地、資材置場を設置する具体的計画があり確実と思われます。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、繋留地、資材置場を設置する面積1,903㎡は、同種施設の規模状況から見て適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下、し尿は水路側に緩衝地を設け、周囲に土留対策を行い外へ流出しないようにし、牛糞は、定期的にショベルカーにて堆肥舎へ搬入するもので適当と思われます。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、繋留地、資材置場を整備することから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

末吉4号について、2月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、橋野南自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が道を挟んで畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、農家住宅を設置する具体的計画があり確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、農家住宅を設置する面積677㎡は、同種施設の規模状況から見て適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下、污水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、農家住宅を整備することから農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○4番委員 (○○○○○)

末吉5号について、2月9日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、武田自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、既に畜舎、倉庫を整備されています。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、畜舎、倉庫を設置する面積は、全体面積245㎡のうち85.52㎡であり、同種施設の規模状況から見て適当と思われます。排水等は、雨水のみで自然流下するもので適当と思われます。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、追認案件で、農用

地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、畜舎、倉庫を整備しており、農地への復元も困難であることから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、末吉6号について、2月9日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、鶴木自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで畑、西が宅地、南が畑、北が道を挟んで畑です。目的実現の確実性は、既に車庫兼倉庫を整備されています。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、車庫兼倉庫を設置する面積49㎡は、同種施設の規模状況から見て適当と思われます。排水等は、雨水のみで自然流下するもので適当と思われます。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、追認案件で、第1種農地ですが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当し、既に車庫兼倉庫を整備しており、農地への復元も困難であることから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

大隅7号について、2月9日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんと現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、郷田自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地と畑、西が畑、南が畑、北が畑と山林です。目的実現の確実性は、現状、ビニールハウスを設置して、いちごを作付けされていることから確実にと思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、畑2筆491㎡を編入するもので、申請人が耕作している周囲の農用地と一体利用となることから適当と思われます。排水等は、雨水のみで問題ありません。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ははありません。調査結果の総合意見は、申請地を農用地区域内に編入することにより、県営畑地帯総合整備事業の計画区域として農業振興に資することから、許可相当とする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○2番委員 (○○○○○)

財部8号について、2月9日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、鳥越自治会付近の農地です。周囲の状況は、東側から南側にかけて山林、西側が道路を挟んで畑、北側が道路を挟んで山林と畑です。目的実現の確実性は、既に転用済みで始末書も添付されています。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、全体面積3,261㎡に牛舎3棟、堆肥舎1棟を設置済みで周辺同種施設の状況から見て適当と思われます。排水等については、雨水は北側の市道側溝へ流入するため、水路放流で適当と思われます。なお、汚水を含む家畜排せつ物は、堆肥舎での攪拌処理後、圃場還元を行うことから適当と思います。被害防除は、牛舎等施設の周囲には緩衝地を設けており、隣接する畑にも被害を及ぼさないもので、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありませぬ。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。申請地には、平成16年から平成21年にかけて、申請人とその父により、牛舎3棟、堆肥舎1棟が設置され、農地法の許可を得ないまま現在まで利用していたものです。ついては、平成16年の牛舎建築後からも20年が経過しており、農地への復元は著しく困難であると思われることから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみて許可意見です。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

○5番委員 (○○○○○)

末吉4号についてちょっと伺います。農家住宅ですけど、大々的にカーポートに乗用車を入れるようになっていきます。農業用のトラクターなんかは路駐ということで、カーポートと入れていいものかどうか伺います。

○事務局（○○○○○係長）

今、資料の44ページを見ていただいていると思うんですけど、配置図を横にした場合に、住宅の横にカーポートがありまして、左側の方に駐車場ということで、そちらに農業用機械等を置くということで聞いています。

○5番委員 (○○○○○)

カーポートと入れていいんですかね。

○事務局（○○○○○係長）

カーポートについては、一般住宅にもつけられるものであるもので、問題はないと思います。

○5番委員（○○○○○）

農家住宅でもいいんですか。

○事務局（○○○○○係長）

この方の場合、実際、農業もされていて、配置図の左側の方に農機具等を置かれるということだったので、農家住宅ということで受付をしております。これがもし、農業用倉庫とか、農業用機械を置くようなスペースがなければ、こちら側も一般住宅でお願いしますということで指導をしております。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第13号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、許可相当とする意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、許可相当とする意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第14号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉2号について、2月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。本件は、先ほどの議案第13号、農振変更申請の末吉3号と同一であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は、農用区域内農地ですが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当し、繋留地、資材置場を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

末吉3号について、2月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、上高松自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地と畑、西が畑と宅地、南が道を挟んで宅地、北が宅地と山林です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第1種農地に該当します。計画面積は、ロール置場を整備する面積として全体で1,587㎡であり、同種施設の規模状況から見て適当と思います。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、申請地は砂利を敷いており、隣接地には擁壁、ブロック塀、法面があるため被害は生じないと思われます。また、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、追認案件で第1種農地ですが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、ロール置場としており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

大隅4号について、2月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、渡自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が市道、南が山林、北が山林です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積は、山林を整備する面積として全体で990㎡であり、同種施設の規模状況から見て適当と思います。排水等については、雨水は自然流下するもので適当と思われます。被害防除は、土留工事をし、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。周囲を山林に囲まれ、イノシシ被害もあるため、山林を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第14号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第15号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

末吉5号について、2月9日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。本件は、先ほどの議案第13号、農振除外申請の末吉4号と同一であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、農家住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

大隅6号について、2月9日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、鳴神自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書の写しが添付されており確実と思われます。位置は第3種農地に該当します。計画面積は、一般住宅を整備するとして全体で348㎡であり、同種施設の規模状況から見て適当と思います。排水等については、雨水は水路側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、ブロックを設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○3番委員（〇〇〇〇〇）

大隅7号について、2月9日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、渡自治会内の農地です。周囲の状況は、東が田、西が宅地、南が宅地、北が法面の雑種地を挟んで田です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積は、寄宿舍を整備する面積として全体で487㎡であり、同種施設の規模状況から見て適当と思います。排水等については、雨水は側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、申請地周囲には法面及びブロック塀があるため被害はなく、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、食鳥処理加工業の寄宿舍を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○2番委員（〇〇〇〇〇）

財部8号について、2月9日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、町自治会内の農地です。周囲の状況は、東側から西側にかけて宅地、北側が道路を挟んで宅地で、周囲が宅地に囲まれた農地です。目的実現の確実性は、コンビニエンスストアを運営する法人との具体的契約が交わされていること、また、自己資金で通帳の写しが添付されていることから確実と思われます。位置は市役所財部支所から300m以内にあることから、第3種農地に該当します。計画面積は、全体面積998㎡を貸店舗用地として造成し、隣接する宅地3筆2,040.81㎡を駐車場として一体利用する計画です。造成後は、借主となるコンビニ運営法人が店舗201.35㎡、物置8.35㎡を設置する予定で、周辺同種施設の状況から見ても適当と思われます。排水等は合併浄化槽を設置し、雨水ともに西側の既存側溝に放流することから適当と思われます。被害防除は、盛土後、土留工事、アスファルト舗装を行う計

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は申し出のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第17号農地の用途変更届についてを議題といたします。本件については、現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○4番委員（○○○○○）

末吉2号について、2月9日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。本件は、先ほどの議案第13号、農振変更申請の末吉5号と同一であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は追認案件で、438番1は、農用地区域内農地、440番2は第2種農地のその他の農地に該当し、転用目的が畜舎、農業用倉庫です。設置により耕作が不能となる面積が245㎡のうち85.52㎡、523㎡のうち26㎡で転用許可を要しない200㎡未満の農業用施設に該当することから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第17号農地の用途変更届については、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は申し出のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで10分間暫時休憩いたします。

（休憩：午前10時05分）

（再開：午前10時15分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開いたします。次に、議案第18号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉21は、7番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉22は、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉23は、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉24は、私と○○○○○推進委員。大隅25は、16番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅26は、11番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅27は、13番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部28は、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部29及び30は、6番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部31は、17番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉126は打ち切ります。

○4番委員（○○○○○）

末吉127は成立です。128、129は継続でお願いします。

○18番委員（○○○○○）

末吉130は成立です。131は打ち切りでお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉132は継続でお願いします。

○14番委員（○○○○○）

○○○○○委員が欠席ですので、大隅135は打ち切りでお願いします。

○14番委員（○○○○○）

大隅136も打ち切りでお願いします。

○2番委員（○○○○○）

大隅137、138は継続でお願いします。

○12番委員（○○○○○）

財部139、140も継続でお願いします。

- 6 番委員 (○○○○○○)
財部141も継続でお願いします。
- 5 番委員 (○○○○○○)
財部143, 144は成立です。145は継続でお願いします。
- 17番委員 (○○○○○○)
財部146は打切りでお願いします。
- 8 番委員 (○○○○○○)
末吉147, 148は継続でお願いします。
- 10番委員 (○○○○○○)
末吉149も継続でお願いします。
- 15番委員 (○○○○○○)
末吉150, 151, 152は継続でお願いします。
- 11番委員 (○○○○○○)
大隅153も継続でお願いします。
- 3 番委員 (○○○○○○)
大隅154も継続でお願いします。
- 5 番委員 (○○○○○○)
財部155は成立です。156, 157, 159, 160は継続でお願いします。161は貸しで成立です。
- 6 番委員 (○○○○○○)
財部162は継続でお願いします。
- 1 番委員 (○○○○○○)
末吉 1 も継続でお願いします。
- 9 番委員 (○○○○○○)
末吉 2 も継続でお願いします。
- 8 番委員 (○○○○○○)
末吉 3 も継続でお願いします。
- 18番委員 (○○○○○○)
末吉 4 は成立です。
- 15番委員 (○○○○○○)
末吉 5, 6 は継続でお願いします。
- 10番委員 (○○○○○○)
末吉 7 は継続で, 8 は貸しで成立。9 も成立です。
- 19番委員 (○○○○○○)
大隅11は継続でお願いします。
- 11番委員 (○○○○○○)
大隅12も継続でお願いします。
- 2 番委員 (○○○○○○)
大隅13も継続でお願いします。
- 5 番委員 (○○○○○○)
財部14, 15は継続でお願いします。16は成立です。17, 18は継続でお願いします。
- 12番委員 (○○○○○○)
財部19も継続でお願いします。
- 17番委員 (○○○○○○)
財部20は成立です。
- 議長 (○○○○○○会長)
大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願ひいたします。
- 11番委員 (○○○○○○)
すみません。ちょっとよろしいですか。あっせんてですよ、どういうふうに事務局に届出がきて、どういう判断でしてるのか。ちょっとトラブルの多いのが多すぎるんですよ。私に対して、今3つぐらいきてるんですけど、相続ができないのに相続できるとか、昔15, 16年ぐらい前かな、その時に代書で手続きしたけれども直らないということで、あきらめたやつをまた今度受けてい

るみたいです。ですから、到底、名義が直らないやつをこっちにまた投げられてずっと探すのにもすごく大変なんです。今それが3件出てます。ちょっと何でもかんでも流されるのは、こっちが身動きとれんなと思ってですね。事務局の方で調べてから流すのか、どういうふうになっているのかをちょっとお聞きします。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

末吉の場合になるんですけど、農地を処分したいとか相談があった時にあっせん申し出というのがありますと、まず説明をして対象地番を台帳で確認します。申請人と名義人が違う場合は、関者を伺って、相続をしないといけない農地だとなれば、その窓口で相続ができますかというのと過半の同意がもらえますかという確認をしているところです。後は、持っているものを全部という方が今増えているんですけど、台帳を見てA判定、B判定があった場合は、B判定は対象外ですと話をしまして、A判定は借り手、受け手が見つかった時に、そこをきれいにできるのか、できないのかまで確認をして、できる場合は、そこもあっせんをしますということで受付をして、総会を経てから皆様の方にお配りをしているところです。

○11番委員（〇〇〇〇〇）

今、意向調査で流していますよね。県外の人にももう流したはずなんですよね。そうなった場合、何でもかんでも農業委員会にきたのをそのまま農業委員に振られて、一番細かいところからずっと調べないといけないんですよ。結局、構造改善したけどもお金を全然払わずに住民トラブルを起こして、だけど、みんなでそれは負担しようと言ってやった所を今度その負担金も終わったということで、相手の方は名古屋の方から売りたいという、過去にしています。実際、土地はもう2、3年荒れている状態なんですけどね。そういうのが出たり、あとは相続、養子に入ってそこから養子から外されて戻って来たところで新しい奥さんと結婚して、それが向こうの相手の子供の相続が残っていると、全然直らないという状態になったのも相続できますよに、まるを書いて、ただ聴き取りでやってるだけです。だからちょっと多すぎるなど、もう一つが、〇〇〇〇〇さんの方と今連携でやっている分もちょっと後継人が絡んで、その後継人もちょっと怪しいなという状態で、住所も大阪の住所なんだけど大阪はどこにも出てきてないと、ちょっとこれも一回その後継人と打合せしないと何も進まないなという状況になってますので、何でもこまめにしないといけないのかなと、でないと次、意向調査で色々きたらみんな大変なことになるなと思ってですね。よろしくお願いします。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

今3支所で受付の仕方が統一されていないかもしれませんので、3支所で協議をして検討していきたいと思います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

今の話とちょっと違うかもしれませんが、今年の4月から相続登記が義務化されますので、皆さんにもおそらく相続についての質問があると思います。その時は、だから相続に関しては、農業委員はできませんので、専門の人に相続の相談をしてくださいといった形をとった方が、我々が全部請け負うと大変なことになりますので、そういったアドバイスをすべきではないかと今考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第19号農用地利用集積計画の取消しについて、令和4年11月分の所有権移転1件を議題といたします。事務局から説明いたします。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

この取消しについての経緯を説明させていただきます。申請人の〇〇〇〇〇さんなんですけども、今申請に上がっている二之方の3258の3を耕作目的で実際買われたんですけど、近い所の3271という農地を〇〇〇〇〇さんの娘さんで5条申請をされて許可までなったんですが、いざ家を建てようとしたときに、ちょっと御家族間でトラブルになりまして、そこには家を建てられなくなったということでした。今回所有していた農地を一旦取消しをしていただいて、ここを分筆した上で改めて5条申請と基盤法の所有権移転の申請が出てきますので、いったんは、3年縛りを解くための取消しとなっております。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今、説明がありましたが、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第19号農用地利用集積計画の取消しについては、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本件は申し出のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第20号農用地利用集積計画について、利用権設定を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する新規10年以上の末吉18及び末吉19、再設定10年以上の末吉36を除いて、期間ごとに審査して差し支えありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規3年未満について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規3年以上6年未満について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第20号農用地利用集積計画について、利用権設定は、議事参与の制限に該当する3件を除いて、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、新規10年以上の末吉18及び末吉19、再設定10年以上の末吉36を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規10年以上の末吉18及び末吉19、再設定10年以上の末吉36は、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(〇〇〇〇〇委員 復席)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第21号農用地利用集積計画について、所有権移転を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第21号農用地利用集積計画について、所有権移転は、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に、報告第2号合意解約等の報告については、総会資料の46ページから51ページまでを御覧ください。その他で何かありませんか。

(「無し」の声有り)

○16番委員 (〇〇〇〇〇〇)

農地売買の相談対応について

○18番委員 (〇〇〇〇〇〇)

令和7年度からの嘱託登記について

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ほかにありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

それでは、私の方からになりますが、4月の職員の人事異動の件に関しましては、私に一任させていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

この件につきましては、事務局職員が対象となった場合は、3月総会の議案として承認をいただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に事務局から事務連絡をいたします。

○事務局 (〇〇〇〇〇局長)

2月及び3月の行事予定、組織再編について

○事務局 (〇〇〇〇〇係長)

活動記録簿の提出、終期一覧表の配布、基盤法又はバンク法による更新契約について

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

以上で、令和6年第2回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局 (〇〇〇〇〇局長)

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和6年2月20日(火) 午前10時50分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員